

岩手県医療局管理規程第16号

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程

医療局企業職員日額旅費規程（昭和49年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分		日額		摘要	区分		日額		摘要
[略]					[略]				
東北自治研修所の研修				2,650円	東北自治研修所の研修				2,750円
能力開発 研修 及び専門 研修	宿泊 する 場合	公用の宿 泊施設そ の他これ に準ずる 宿泊施設	[略]		能力開 発研 修 及 び 専 門 研 修	宿 泊 す る 場 合	公用の宿 泊施設そ の他これ に準ずる 宿泊施設	[略]	
			清温荘	[略]				清温荘	[略]
			ひまわり荘	8,150円				岩手県立総 合教育セン ター	[略]
			岩手県立総 合教育セン ター	[略]				岩手県立総 合教育セン ター	[略]
			国立岩手山 青年の家	2,550円				国立岩手山 青年交流 の家	2,800円
			[略]	[略]				[略]	[略]
			[略]	[略]				[略]	[略]
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の医療局企業職員日額旅費規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。